

社会資本整備審議会河川分科会（第6回）議事録

平成14年6月6日

1. 開 会

【事務局】 それでは、まだ全員おそろいではございませんが、定刻を過ぎましたので、ただいまより、第6回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私は事務局を務めさせていただきます でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初にお手元に配布してございます資料の御確認をお願い申し上げます。

議事次第等の後に資料 - 1 - 1 といたしまして「最近の河川環境等について」ということで、目次的な全体構成を示したものの、1 - 2で「最近の河川環境施策等について」の資料、資料 - 2 といたしまして、委員からの報告関係の資料、さらにパンフレットとして、同じく委員からの提出資料がございます。最後に参考資料といたしまして、「主なVOICE」ということで、関係のございます公共団体の首長さんでございませうとか、学識経験者等からいただきました生の声を集めたものがございます。資料は以上でございますが、何か不備がございましたら、また事務局の方にお申し付けいただければと思います。

それから、本日の委員の出席状況でございますが、8名の委員の御出席を予定してございます。まだお2人御到着されておりませんけれども、河川分科会総数10名に対しまして、3分の1以上に達してございますので、本分科会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、分科会長、よろしく御願い申し上げます。

2. 議 事

【分科会長】 御多用中のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議題は「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方について」でございます。

前回の河川分科会に引き続いて、第3回目となりますが、今回は特に環境を中心として御審議をお願いいたします。

それでは、事務局から提出された資料の御説明をお願いします。

【事務局】 でございます。

私から資料 - 1 に基づきまして、「最近の河川環境施策等について」御説明させていただきます。

資料 - 1 - 1 という1枚紙がございますが、これが全体の流れ、目次のようなものでございますので、これを脇に置いて見ていただければと思います。

資料 - 2 - 2の方を順番に御説明を紙芝居でしてまいりたいと思います。

まず1ページ目でございます。「河川環境施策の変遷」でございます。昭和30年代に公

害の時代、水質汚濁対策というようなことでいろいろな施策がありました。また、東京オリンピックの後、国民のスポーツ振興という意味で、オープンスペースの確保というようなことで、河川敷の利用というようなことに着目がされました。そして親水性の向上というようなことが行われる時代、これが第1時期であろう。

昭和50年代後半になって河川環境管理基本計画というこの河川環境の基本的な考え方を整理しようというようなことがここではっきり具体的に打ち出されてまいりました。そして昭和50年代後半からまちづくりと一体化、あるいは地域活性化というような中でふるさとの川モデル事業だとかマイタウン・マイリバー整備事業、桜づつみモデル事業、こんなものが次々に打ち出されて進められましたが、その時代、自然生態系の重視というようなことが高まりまして、多自然型川づくりというものが平成2年度から始まり、河川水辺の国勢調査、魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業、こんなものが進められ、また安全でおいしい水への期待というようなことから、清流ルネッサンスというような施策も進みました。平成2年にリオ・サミットで「持続的発展可能な社会」というようなことがうたわれ、平成5年には環境基本法ができる。このように環境に向けて社会が大きく変わってきた時代であります。それを受けて平成7年に今後の河川環境のあり方について審議会答申をいただき、平成9年には河川法を改正して、法の目的に河川環境の整備、保全を加えたということでございます。そして、自然再生というような高まりが去年、今年とございまして、平成10年度から自然再生事業をスタートさせている、こんな流れでございます。

次のページに「河川環境行政施策の体系化」という表題で書いてありますが、これはちょっと大仰でございますが、現在進めている施策プロセスを整理して、少し課題をわかりやすく整理したもの、こんな試みでございます。

大きく事業実施型の流れとマネジメント型の流れがある。真ん中あたりに書いてありますが、設計実施の段階で「配慮型から目的型へ」ということで、多自然型川づくりとか魚がのぼりやすい川づくりという、治水・利水事業を進める上での配慮から、下の段にあるような自然再生事業、環境をよくするという目的型へ進んでいくという流れが1つございます。それから、一番左の調査の段階では、事業をするための調査というよりも、マネジメント型の調査ということで、今までも水量・水文調査をやってありますが、水辺の国勢調査、あるいは生態学術調査、そういうものを含めまして、マネジメント型の調査をさらに深く進めていく必要があるだろう。あるいはその隣の計画段階でもいろいろできることからやっているという状況でございますが、もう少し法を受けて、体系的にこの環境の施策を進めるための環境目標を確立し、整備計画へちゃんと位置づけていく。従来から河川環境基本計画とありますが、そういうものとの連携も含めて位置付けていく必要があるだろう。あるいは維持管理の段階、右の端の段階でも多様な主体の参画による維持管理というようなことで、NPOの参加によるアドプト・プログラムの問題、あるいはこういった進め方の中で下にあるようなアダプティブ・マネジメントといった段階的施工でフィードバックをかけながらゆっくりやっていく、このような課題がいろいろあるということが、とりあえず課題として挙げられるのではないかと考えております。

この後、いろいろな話題について大きく4つに分けて御説明をしたいと思います。1つは自然環境についてであります。3ページ目ですが、河川水辺の国勢調査を平成2年から5年ごとで2巡終わって2年たったところでございますが、この成果は大分できておりま

すので、それを環境情報図というようなものにまとめまして、これを改修計画、事業、あるいは河川管理に生かしているところがございます。

生態系と川づくりの関係をよりよく調べるという意味で4ページにありますような自然共生研究センター、土木研究所の出先機関として木曾川の中流部の河川敷に実験場を設けました。800mという大きな延長を持つ水路でございますが、曲がった川と真っすぐな川での環境条件の違いというようなものを比較したりしております。その結果の例ですが、蛇行河川の方が魚の生息環境がすぐれているというようなことが把握されております。このほかにも、後ほど先生からお話があると思いますが、河川生態学術研究というようなことで共同研究を進めさせていただいているところがございます。

5ページでございますが、こういった流れの中で多自然型川づくりということで護岸のつくり方等いろいろ工夫してきたところがございます。ここに書かれた例はかなり先駆的な例でございます。左側のような都市整備に合わせてできるだけ速く、安く、狭い土地でこういう鋼矢板の川をつくってしまったわけですが、ここを地域の御要望を踏まえて、右のような緑豊かな川に直した。地元の方の用地も提供していただき、あるいはその後の維持管理なども地元の御協力をいただくという中で進められた1つの例でございます。

6ページ目は、川の中の生態系の連続性を確保するために農業堰等で分断している川を魚道をつけて連続性を確保しようということもモデル的に展開をしております。漁川ではサケの群が上がるようになったというような成果が上がっているところがございます。

こういったものから、さらに7ページでは自然再生・ウエットランドの再生ということで、ことしから自然生態系のメカニズムの再生というようなことで川を自然豊かなものにしていこうということで、環境保全を主目的に置いた河川事業をスタートさせたところがございます。湿地の再生、あるいは蛇行河川の再生、河畔林の再生、あるいは干潟の再生というようなことを段階的にアダプティブに進める、あるいはNPOと連携して進めるというようなことございまして、こういったものを進める上で、やはり流域全体から考えていかなければいけないと思っております。

その1つの例として8ページでございますが、釧路湿原、これはかなり先駆的に進んでいる例でございますが、広い区域が美しい湿原で保全されてはおりますが、この50年ぐらいいにかなり乾いてきているということで、ハンノキが茂ってきて、湿地の面積が減ってきているところがございます。全域を湿地環境保全のために河川区域に平成12年に指定したところでありますが、さらに右下にありますような学識経験者、市民団体、行政が一緒になった検討委員会を設けまして、そこで提言をいただいております。左下にあるように、流域全体で取り組むというような形で、上流からの土砂の流入の防止だとか上流の植林まで含めたような形で蛇行河川の復元とか地下水の上昇というようなことで提言を受け、右下にあるようなタスクフォース会議、関係省庁が連携し、あるいは自治体も連携した会議で市民との協働を図りながら、試験的に施工を進め始めたところがございます。これが1つの事例でございます。

それから9ページですが、こういった自然再生という意味では、さらに国土全体の計画論の中でも、エコロジカル・ネットワークというような提案がされております。自然と共生した土地利用をうまく進めるような手法ということで、核となる複数の自然地を川や森などでネットワークしていくということで、生き物の移動が可能になり、遺伝子の交流が

可能になる、こんなようなものでございますが、やはり地形、水系、ランドスケープに大きく依存するというので、川の流域、あるいは水系といったものをこの中で重要な要素として見ていく必要があるだろうということで、こういったこともその河川の環境の施策の中で考えていく必要があるだろうと考えております。

それから、生物のことは以上でございまして、次に水量・水質・土砂の流れ、こういった1つ基礎的な段階であります。河川の環境の基本的な問題についてであります。1点は水量の確保であります。これまでも正常流量の確保ということで、安定取水のため、最小必要量を確保するというので整備方針にも盛り込まれておりますけれども、さらにこれを流量変動を持ったもの、攪乱を伴った自然豊かな清流確保という考えにしていく必要があるのではないかと。あるいは、水質についても環境基準の達成のため、水質汚濁防止という観点から進めてきていたわけですが、最近の河川利用のニーズの高まりから、いろいろなニーズに対応した目標を設定していく必要があるのではないかと。あるいは、土砂管理においても河床の安定という意味で、河床の掘削工事、あるいは砂利採取に対する規制という意味で見ていたものを水系一貫で海岸保全まで考え、さらには河床の生態系、ハビタットとしての瀬や淵、あるいは河床の更新といったことで土砂管理を総合的に進める必要があるというような課題があると考えております。

1つ目に、水量・水質につきましては、11ページでございますが、正常流量ということで、ここに挙げましたさまざまな観点、よく「10項目」と言われておりますが、こういった観点で今まで議論してきてございまして、水利権の付与、あるいはダム水利計画、あるいは流域下水道計画を立てる際、こういった観点から正常な機能を維持するための流量というものを基本に河川環境に必要な流量というものを議論してまいっております。

12ページですが、さらに先ほど申しましたように、最近のニーズの多様化に対応して川の美しさ、水辺で泳ぐこと、あるいは生物の豊かさ、飲み水としての安全性、こんなものを考えて新しい水質指標を利用という面から考えていく必要があるのではないかと。黄色い字で幾つか例が挙がっておりますが、こんなものを例に検討を進め始めたところでございます。こういったものが将来、環境計画論になってくる、使われてくると考えております。

それから具体的な水質の改善対策でございますが、13ページに清流ルネッサンスの例がございまして。河川事業で河川浄化、礫間接触だとか、あるいは浄化用水導入だとかいろいろやっておりますが、それだけではやはり水質改善の実効性がないということで、下水道事業と連携し、あるいは地域の方々の取り組みも一緒になって、流域としての緊急行動計画をつくっていく、そういう協議会の中で連携して進めていくというやり方でございます。右の上にあるようないろいろな事業を持ち寄りまして、成果が各地で上ってきております。右下にありますように、綾瀬川でもBODが10ppmを割るような形になっている。その背景には水洗化率が上がっているということがあられるわけですが、こういう成果が上がっています。

一方では、閉鎖性水域でまだまだ富栄養化をもたらすような負荷削減策がなかなかできていないというような課題もあります。各地でいろいろな例があります。その1つとして、14ページに松江の堀川の例でございまして。お城の周りの水路網が昭和50年ごろは左上のような汚い水質で臭いもして、人も近づかなかったわけですが、清流ルネッサンスによっていろいろな対策をし、特に川から浄化用水を導入をいたしました。その結果、水質が

10ppmだったものが3ppmほどに下がり、左にあるように、今では観光船を走らせて、年間20万人が利用するというような地域活性化にも役立つ水域になっているということでございます。

それから水質の問題では、最近ダイオキシン問題、環境ホルモンというような有害物質の話も出てまいりました。緊急に河川での実態調査を進めております。その結果、余り大きな問題は当面なさそうではありますが、ダイオキシンについては負荷源対策はできたわけですが、底質に大分まだたまっている、これを今後どうするかという課題がある。あるいは環境ホルモンについても、化学系の負荷源対策はできてきているわけですが、雌由来のもの負荷源等、今後どうなるか、まだなかなかメカニズムが不透明でございますので、これからこういう危惧がある物質についてどう扱っていくかというような問題がございます。

以上、水質の問題でございますが、16ページから水量の問題でございます。各地で清流を復活してほしいという動きがございます。特に、発電所の下流のバイパス区間、水なし区間、減水区間で水を回復してほしいという動きがございます。昭和63年からガイドラインを設けまして、水利権の更新時に維持流量を流していただくようお願いをしております。これは信濃川の中流の東京電力の堰の例でございますが、左にあるように $0.26\text{m}^3/\text{s}$ このガイドラインで戻していただきましたが、普段、 $70\text{m}^3/\text{s}$ 以上流れてもいいようなところがございますので、ごくわずかでしかない。さらに、地元では回復してほしいということから、右にあるようにサケの遡上期等には $20\text{m}^3/\text{s}$ ぐらい流すというような、季別の流量を流していただくという、こういう季節別に変動を持った流量を流すということがここで初めて可能になりまして、早くも効果が上がっているのではないかとということで地元で大変喜ばれております。

このガイドラインでございますが、17ページにあるとおり、全国で9,500kmの減水区間がございますが、そのうちすでに3,100kmが解消というか、維持流量を流すようになってきております。今後、2/3が課題になってきているということでございます。

こういったことをさらに進めるために、18ページのように、既存ダムで工業用水のような需要未発生容量がある場合に、下流のそういった水量回復が要望される区間に水を流すために、その容量を私どもでいわゆる不特定容量としてお借りする。ダムの管理費程度をお払いしてお借りするというようなことを今年から試験的に始めておりまして、東北の釜房ダムで少し水を流し始めようということを検討しているところでございます。

それから、もう一つは19ページにあるように、細かい自然の流量変動が必要だという話題がございます。生態系が健全になるにはフラッシュが必要だということで、今、いろいろな工夫をし始めているところでございます。

20ページにあるように、既存のダムの治水容量の一部を洪水の危険のないとき、一時的に、暫定的に活用してフラッシュをする、ここの東北、寒河江ダムでは浮遊緑藻類のフラッシュができて川がきれいになっている、このような事例がございます。

それから、川の水の量はやはり利水との関係があるわけでございますが、その利水の条件もいろいろ変わってきている。21ページでございますが、年間降雨量のグラフでございますが、年変動は大変大きいわけですが、平均値を赤線であらわしておりますが、トレンドがございます。だんだん減ってきている。こういった少雨傾向があるということから、

昔の計画では左のオレンジの棒グラフですが、 $93\text{m}^3/\text{s}$ ダムの計画、今あるダムとこれからつくるダムとで開発できる予定でありましたが、最近のデータを使って、同じダムの容量を使って計算してみると右のように $53\text{m}^3/\text{s}$ しか実は安定確保できない。10年に一度の渇水だと確保できない、こんなような問題も起きております。

こういった利用との関係で環境との関係も議論が必要になってくるわけですが、次の22ページにはそういった傾向があることを全国的に見てみますと、10年に1度の利水安全度を計画ではしているわけですが、実態的には取水制限がこの括弧内にあるような地域について、こんなにたびたび頻度高く起きているのが実態であるということでありませう。

こういった水量・水質等の取り組みは流域全体で取り組んでいく必要があるということで、23ページでございますが、健全な水循環系の構築のために、総合的に流域を挙げて取り組んでいく必要がある。川の中の流量だけではなくて、雨水の貯留浸透の問題であるとか下水の問題、水利用の関係、総合的に考えていく必要があるということで、前回も御議論がございましたが、こういったことの取り組みが1つの課題になっております。

それから次のページ、24ページには土砂でも同じような問題があるわけでございます。上流の砂防ダムからの土砂をどう流すか、あるいはダムの地点でどう土砂を下流に流すか、あるいは下流の河床でどう安定に維持していくか、あるいは海岸での土砂不足をどうするか、これは総合的に流域全体で考えていかなければならないということで検討を始めているところでございます。

次に3番目の課題でございますが、25ページから地域づくりとの関係でございます。まちづくり等と一体になった河川整備ということで事例を2つ並べておりますが、福岡の那珂川でございますが、団地の開発に合わせて前の川を広場的に整備しております。あるいは下の例では、隅田川のかみそり堤、いわゆるパラベットの裏にある倉庫群が再開発される中で、右のような緩傾斜堤防を取れ入れた水辺空間ができて、川に顔を向けたまちづくりというものが各地で進んできておるところでございます。

次の26ページでは、スーパー堤防でございます。さらに広々とした河川の水辺空間を確保し、高い安全度を同時に確保していく、こういったものが大都市地域では期待され、進められているところでございます。

それから27ページは地域のアイデンティティを生かした川づくりということで、地域ごとの歴史、風土、文化に合わせて水辺を整備して、地域の活性化、あるいは地域の文化の振興に役立てようというものです。ここにあるような巨石の護岸がいかげなものかという御議論もあるかもしれませんが、こういった取り組みに各地で努力をしているところでございます。

28ページはさらに川にはいろいろな歴史文化、川にまつわるものがございます。和歌や俳句にうたわれたり、祭として引き継がれていたり、あるいは遺跡として残っていたり、こういったものを大事に保全しながらそういった取り組みを進めていくということが大事だろうと考えておるところでございます。

それから、さらに地域振興という意味では、ダム水源地域の問題もございます。29ページにはいわゆる水源地域の活性化という意味で水面の活用、あるいはダム堤体の活用ということで、宮ヶ瀬ダムでは観光客の推移を見ていただくと非常にふえてきているということであまり活用が進んでいるわけですが、全国のダムでこういったことが進められればと

ということで、水源地域ビジョンというようなものを各地で今つくっていただいているところでございます。

30ページは砂防についても、山の自然、あるいは火山の自然、こういったものを体験できる非常に美しい自然が体験できる場所がございます。そういったところで博物館をつくったり、そういうところに行けるアクセスを利用したり、いろいろな活動が各地で起きておるところでございます。

以上、地域づくりとの関係でございますが、最後に4つ目の課題として「川と市民」というようなことで整理をしております。31ページは川の個人的な利用がかなり進んでいる。釣りだとかいうものが昔からありますが、最近はアウトドアスポーツということでラフティング、カヌーというものが非常に盛んになってきております。こういったアウトドアスポーツに対してどうお手伝いをしていくかというのが1つの課題になっております。

それから32ページでございますが、すでに平成10年に「川に学ぶ」という提言を審議会からいただいておりますが、これに基づいて川で子供を遊ばせて、川の自然を体験させていくというようなことを振興しようという施策を進めております。ここにありますのは、「水辺の楽校プロジェクト」ということで、地域ごとに教育の関係者、市民団体、河川管理者一体になって推進協議会をつくりまして、川で安全に子供たちが遊べる空間も整備してあげて、そういう活動を推進していこうということでございますが、すでに全国200ヶ所以上が整備されているところがございます。

それから、今年度から学校で総合学習が正式に取り組みされることになりましたが、学校の先生方が川を素材にしたいという希望が大変多くございますが、なかなか情報がないということですので、ホームページを立ち上げました。カリキュラムであるとか、どこに行けばどういう資料があるかということもわかるホームページを立ち上げまして、すでに4万件以上のアクセスをいただいているところがございます。

34ページはそういった川で子供たちが学ぶ1つの場面として、水生生物調査というものを進めております。川にいる虫や魚をつかまえることによってその種類によって水質のレベル、程度がわかるという調査でございますが、全国8万人以上の方が12年には参加していただいております。環境省と連携して全国で展開をしております。これも市民団体の方も参加をしていただいているわけですが、35ページにあるとおり、こういった川で活動する市民団体が非常にふえてきております。河川の清掃パトロール、あるいは自然観察、保護活動等をやる団体が急成長しております。

そういった方々が川で遊ぶ子供たちの安全管理のお手伝いをしたいということで36ページにあるような「川に学ぶ体験活動協議会」というものを設立していただきました。初めは20団体で始まりましたが、ことしはもう100団体ぐらいが参加してござっております。川で遊ぶための安全管理の指導者が必要である。学校の先生たちは子供たちに、川で遊ぶのは危ないから行くなと言っていたのを、逆に今度は連れていこうというわけですので、安全指導者が要するというところがございます。

37ページのような講習会がすでに今年の夏も各地で開かれております。

こういったNPOの活動というのは非常に広がっておりまして、38ページにはそういったNPOの方々が関係機関を巻き込んで1つのプロジェクトを起こしているという例でござ

ざいます。霞ヶ浦のアサザという右上にあるような水中植物がありますが、これがだんだん波の打ち寄せによってなくなってきている。これを保全するために学校の生徒たちに植え付けに参加させたりしておりますが、私どもでは左下にあるような間伐材を活用した消波工をつくってお手伝いをしたりしております。漁業組合や山林所有者、あるいは農業協同組合、いろいろな方々が連携をしたアサザの基金というものが出てきまして、連携した取り組みでこういう自然再生を進めているという例でございまして、地域ごとにこういった関係機関が集まって進めるというのが1つのこれからのやり方の手本ではないかと考えております。

同じような仕組みとして39ページに砂防の方でも、砂防樹林帯の整備にNPOが活躍しているという例でございまして。これは足尾の銅山の跡のはげ山の例でございまして、こういった取り組みが各地で広げられておるところでございまして。

以上、雑駁でございまして、駆け足で最近の河川環境施策の状況のあらましについて御説明させていただきました。

【分科会長】 ありがとうございます。

委員より、本日のテーマにかかわる「五ヶ瀬川現地視察報告と提案」というレポートを提出していただいております。

委員よりこの内容のお話をいただきたいと思いますが、お願いします。

【委員】 それでは、早速、御指名ですので、御説明申し上げたいと思います。

私がこれからお話をするのは、今、さんがお話をした2ページの「良好な河川環境の保全・復元に関する施策の体系化」というシエマがございまして、このシエマのうちの左から2番目の環境目標の確立ということに関するお話になろうかと存じます。

この会でも以前に少し申し上げたのですが、河川法が変わったのに環境に対する配慮が余りうまくいっていないのではないかという話をしました。

そこで、その資料-2にお出しいたしましたような提案を本日いたしたいと思っております。その提案に至った経緯というのはその上に書いてありますので、それをちょっとご覧いただければ結構だと思います。

提案を読ませていただきます。

平成9(1997年)に河川法が改定されました。一番大きな改定点は、その目的に、従来の治水・利水に加え「河川環境の整備と保全」が新たに位置づけられたことでありましょう。「河川環境にも配慮する」としてきた、国のこれまでの姿勢とは異なり、積極的に河川環境の保全を自己目的に取り入れたこととなります。すでに5年が経過しましたが、私にはいまも気になっていることがあります。それは、河川環境を整備し保全するといったときに、どのような河川環境にすることが望ましいのかははっきりしないことです。

河川環境を考えると、これまで、「多自然型河川を目指す」という一応の目安はあったのですが、これもいささか景観的であり、生物学的に具体的にどのようにするのかについては、心もとないものがありました。また、どこそで魚の遡上が見られなくなったとか、どこそこの草がなくなったとか、どこそで鳥がいなくなったなど、ともすると珍しい生物の消滅が問題とされ、そうした希少な生物の生息を保證することが河川環境を保全することだと考えられてきた嫌いがあります。

それはちょうど、体のあちこちにできた「腫れ物」に対処治療を施しているのに良く似ています。もちろんこうしたことも重要であり、それに反対するわけではありませんが、もう少し、体（河川）全体の基礎体力をつけ、「腫れ物」ができない体（河川）にすることが重要ではないかと思うのです。すなわち、個々の生物種を保全するだけでなく、丸ごとの健康な河川の自然、いうならば健康な生態系を整備保全する必要性を痛感するものです。

治水・利水を国土交通省が事業として行いやすい理由はきわめてはっきりしています。それは、治水にも利水にも達成目標があるからです。たとえば「 年に一回起こる流量 トンの洪水に耐える堤防を作る」とか、「 人に トンの水資源を供給する」とか、やるべきことが実にはっきりしています。これに対して、環境保全の面では、水質など数値で表せるものはさておき、河川の「健康な生態系」とは何かは生態学者の中でさえ、まだ完全には明らかになっていません。ましてや、国において現在先駆的に進められている自然環境の目標値設定手法の開発も、まだまだ不十分なものと言わざるを得ません。

実は、これを五ヶ瀬川に行って説明を受けてきたのです。

ここからが提案でございます。

このような状況にかんがみ、国土交通省は、「河川やダム の保全すべき生態系の目標値をどのように設置したらよいのか」という課題解決に向けて、法律の整備や生態学者および土木工学者との連携も含めて可及的速やかに勉強を開始されることを提案します。こうした生態系の目標値ができることは、国にとっては「河川環境の整備と保全」や「自然再生」事業の具体的な目標ができることであり、国民にとっては、その基準が満たされているかどうかを常に客観的に監視できることになるからです。

こういう提案をいたしまして、何もしていないように見えるのですが、実は国も頑張っておられて、きょう御説明があったようないろいろなことがされています。その中の1つとして、そこに色刷りのパンフレットをつけました。これは実は審議委員の私が関係しているものをこの場で出すのはちょっとルール違反だという気があって今まで出さなかったのですが、そうでもないような例もありますようなので、きょうあえて出します。

これは治水課の肝いりで、生態学者がいろいろな川で生態系を調査しようということをやっているパンフレットでございます。かなり一生懸命やっているのですが、私の言いたいのは、これだけやっても環境の目標値というのはこの会からは出てこないであろうということを申し上げているので、決してこれはすばらしいことをやっているという自慢に出したのではないのです。

というのは、生態学者、各先生方は環境目標みたいなものは出っこないと思っているような節があります。こんな複雑なものを数値にあらわすことはできない、こういうことを続けていればいつかは目標も出てくるだろうという非常に楽観的というか、私も含めて責任逃れと言ってしまうえばそれまでなのですが、そういうところがあるので、はっきり目標を決めてこういう数値化を図れるものかどうか、私も図れるかどうかははっきり自信がないのですが、図れるかどうかをとにかくやり始めてみる必要があるのではないかということをお提案申し上げたわけです。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、資料の説明は以上でございますので、これからは各委員から御意見、御発言をお願いいたします。

どうぞ、何ごとでもよろしゅうございますから、お願いします。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 先生からきっかけみたいなお話が出ましたので、いろいろ御指導を賜っている立場でちょっと意見というか、感じていることを申し述べたいと思いますが、先生も2つかかわっておられて、1つは河川関係ですね。いわば千曲川とか多摩川の生態系の調査にかかわっており、同時にまたダム関係の方へもいろいろ御指導いただいている、同じ河川局の事業なのですけれども、何となくアプローチの手法がというか、ダム関係は、私どもの公団などもダム事業を進めなければいけないという目的意識と、環境とどう調和させるかということで結論を急ぐものですから、どうしても目標を早く設定してほしい。それから、河川の方は、多摩川にしても当分、手をつける必要のないところだから、ゆっくり先生方に調査していただければ、いずれ目標値ができるのではないかと、何なく同じ河川局の中でもアプローチが少し違うのかなと思いつつ、私は仕事柄、目標値を早く設定してほしいという考えでどうしてもせつつくものですから、先生方もちょっとイライラされるのだろうと思うのですね。

それで、今の先生のお話の中を逆に、何々川で何々魚の遡上が見られたとか、草がなくなったとかというのを、これを逆にとらえて、そういうものがなくなるとか、遡上しなくなるということは、つまりは河川全体の環境の生態系のパワーというのですか、潜在力みたいなものが衰えてきて、そういう病気みたいなものが出てきてしまうので、その現象だけ直す、外科的に治すというのは別として、そういうものももっと復元できるような、つまりは何とかという魚を復元するとすれば、それは本当は養殖するとか何とかということではなくて、その餌なり水がどういう性質にならなければいけないとかということにいずれつながってくるのだろうから、つまりそういうことを含めれば、目標値という言い方はいかがかとは思いますが、目標としては幾つかの指標みたいなものがあって、それがそういう生態系が復元できるような生態系を何か指標化するという手法によって、アプローチし始めたらどうなのかなと。

それで、実は私のところは、今、イヌワシ、クマタカというものを1つの指標にして、これが生存できるように、例えば今まで人工林だったところを自然林に戻すということによって、一応そういう目標が第一段階としては達成できるということはいかがなのでしょう。実は、そういうことで1つ、一歩上へ進めさせていただきたいというふうに思っているわけです。

それで、生態学者の方も 先生のように非常に積極的に我々のお話を聞いていただく先生と、もう初めから相談にはのれない、おまえたちに手は貸せないという、まあいろいろの方がおられるのですけれども、ぜひこれは連携を含めて、おっしゃるように法律から生態学から土木から、連携を含めた共同の研究、それをどこまで戻すのか、それを1つ1つ大自然、全く原生まで戻すということは無理かもしれませんが、そこで現状で得られる共同目標をつくることによって、それが復元できるようなものを、いわば人工的に

実験室でやるようなことを現場に戻すということではなくて、その背景に持っている自然生態系の潜在力みたいなものがそこへ戻ってこられるようなものに戻していく、それはどういうメカニズムかというのが恐らく生態学者からの皆さんの御意見をいただく場面ではないかなというふうに、私は今、自分の仕事を進める上ではそういう手法だったら御理解いただけるのかなと思っているのですけれども、先生の御意見を伺えればありがたいと思います。

【分科会長】 何か。

【委員】 私が答えていいのでしょうか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 恐らく、そういうある特定の指標の生物を使うということになるのではないかと思います。問題はそういう生物を使って指標することが本当にその生態系をあらわしているかどうかということ調べようということ提案しているのです。その上で、それがよかったら、例えば1年間にサケが何トン上る川をつくるとか、ものすごい数値目標をつくってしまっても、それは私は構わないと思うのですが、それでいいのか。イヌワシがいるだけでいいのか、そういうことをきちんと調べるような会をつくったらいかなものかという提案です。

【分科会長】 どなたかいかがですか、どうぞ。

【委員】 今の先生の御意見はごもっともだと思いつつ伺ったのですけれども、自然ということに関して言いますと、きょうの最初の御報告というのでしょうか、それは大変楽しそうな話が多くて、私も自然が好きなものですから、こんないろいろなところに行ってみたいなと思いつつ聞いていたのですが、昔、7、8年ぐらい前に霞ヶ浦を見せていただいたことがあって、そのときは私は、当時の河川事業のイメージというものは非常に固定的なものがありましたし、それから霞ヶ浦というのも夏になると臭うような臭いところで、それでもそこに草を生やしていますとかいう、そういうのをいろいろ見せていただいたのですけれども、こんなところに草を生やしてどうするのだろうと思いつつ1周回ったというのが何となく思い出されるのですが、その後、多自然型川づくりなどという話が出てきて、これも今までさんざん固めてきたのに、突然多自然型になるのは一体何なのだろうというふうに思ったような記憶がございます。

環境の話を、河川法が改正されまして、どういうふうに取り扱うかという問題については、私は1点そうかと思ったことは、昨年でしたか、2度ほど釧路川の話が出てきたと思うのですが、環境ということの主目的にして、河川区域の設定をされたというふうにしたし記憶があるのですけれども、これは私が伺いましたときに、理論的に言うと河川法の改正をして、だけど河川法そのものというのは現在のいろいろな法制度、みんな公物法に関連してもそうですが、近代的な法体系でできているのですね、公物管理。その公物管理の中で環境について配慮するということであるとしますと、一番大事なというか、本質的な話というのは、治水の話と利水の話と、そこまで来るのですけれども、環境の話というのは、これ自体が独立の目的になり得ないようなものであって、もし仮に公物管理の枠内でやるとすると、環境に対する施策というのは一種の「環境配慮」という言葉を私は使うのですけれども、公物管理の枠内における環境政策というのはあると、そこまでは現在の河川法でできる話だと理解していたのです。

ところが実際には、そのうちの環境を主要な目的として河川管理を実際に行政でやっておられるというような話を聞きまして、これはもちろん違法になるとかそういう話では全然なくて、いい意味での行政のダイナミズムだなと思って、法制度とか、法律や何かもできてしまえばそこから独立した人格を持って動的に発展していくものでありますので、そうすると、そういう形でもし河川管理というものが非常に異質なものを取り込みながらすごく大胆に発展する糸口になるのであろうかなどというふうに思いながら聞いていたということで、そういう点では、今後この環境の話というのがどういうふうにさらに展開していくのかというのは非常に興味深いところで、そういう悩みがないのが環境基本法とか、いわゆる「環境」というふうに独立してポンと言ってしまうと全然中身と言いますか、プリンシプルは何もないのだけれども、何か環境ということでグニャグニャやってることではできるのですけれども、ちゃんとした骨格を持った法制度としてやっていくとすると、まさにその一歩出たというのでしょうか、そういうことで非常に関心を持って見ているということが1つです。

もう一点申し上げたいのは、それとも関係するのですが、お話の中で川をめぐって、川と市民ですか、市民をどう扱うか、住民参加とか、パートナーシップとかですね。ああいうものをどういうふうに位置付けるかという問題もあると思うのですけれども、これも結論的にというか、理屈から言うと治水の話など、例えば川に親しむとか、川を知るとか、あるいはプロパガンダとか、それから社会的なコストを低減するとか、そんな観点でみんなにちゃんと知ってもらって、わかってもらうという意味での施策の展開としてそういうものがあるということはよくわかるし、有益なことであろうと思うのですけれども、しかし河川の基本的な一番重要な責任というのは、これは治水にあるわけですし、環境施策のところで住民参加するとか、そういうことは余り支障がない話でどんどんやったらいいし、上手にやったらいいと思うのですけれども、じゃあ治水、あるいは河川の管理そのものに住民参加させるのかというような話になってくると、これは多分全然違うのだろうと思っております、そこは河川管理者の方は多分自覚してされているのだろうと思うのですけれども、そうは言ってもきちんと拒絶しなければいけないところというのは実際にあると思っております。

これはちょっと分野は違うのですけれども、この間、ある市の廃棄物に関する条例というのを新しくつくってやっているところがあるのですけれども、そこは大変伝統のある美しい町で、定年退職したら住みたいようなところなのですけれども、そこでつくったある条例というのがあって、それは何をやったかということ、住民参加が重要だと。そして市民の方も教養がありますので非常に意識が高いということで、条例をつくるのに住民がほとんど参加するような形でつくって、そしてその結果どうしたかということ、条例の施行も住民がやるという形になったのですね。

だけれども、そういうふうにしてしまいますと、それはおよそ近代的な統治構造に真っ向から反するわけですし、しかも条例の拘束力を考えたときに、じゃあ参加していない新住民が来たらどうするのだ、その人に対して拘束力はあるのですか、ないのですかというような話になって、結構それを住民参加とか行政の意思決定ということでやっている事例を見ましてちょっとびっくりして、こんなところには絶対に住みたくないなと思ったのですけれども、その話というのは、恐らく行政の決定というものがあつた種責任放棄だと思

うのですね。住民参加という美名のもとにやってしまうというところがあって、そんなことがもし地方分権という名のもとに行われているとすると非常に問題だなと思ったのですが、河川管理の場合は大丈夫だと思っておりますけれども、基本は治水でありますので、治水のところはちゃんと行政の専門的な決定として国家がやるということでありまして、そうではない分野というのは環境というものがあって、これはポストモダンの領域ですので、従前のルールとは違うやり方があるのだらうと考えました。

【分科会長】 何か。

【委員】 今の先生のお話なのですけれども、大事なことは国家がやってということであまりうまくいかなかった例があったから、それで住民参加とかそういう声が起こってきているのであって、役所のやることはすべて正しいということにつながるような形は余りよろしくないのではないかと。決定は管理者がやるべきだと思うのですね。しかし、意見はいっぱい聞かなければいけないということではないかと思うのですね。ですから、その辺のところは私も最終決定は管理者だと思いますけれども、やはりプロというものはその道ではプロだけれども、ほかの道ではプロではないということもありますので、なるべく多くの声を聞くというスタンスでやってほしいと思います。

それから、先生の方のお話では、これは何をどうするのかということが大変難しいかと思うのですけれども、できるのかできないのか、もしかしたら地域別によって随分違うのかもしれないと思うのですけれども、そういう意味ではどこの役所がやってもいいと思うのですね。環境省がやってもいいし、文部科学省がやってもいいし、河川局がやってもいいと思うのですね。そういう意味で私もやったらいいのではないかと思います。

それからもう一つ、私の方の興味では、きょうは河川環境の話が中心で出てきまして、この中でも、特に、今住民参加の部分なのですけれども、この川で遊ぶ方ですね。遊ぶ方のところでこの後半の部分にたくさん出てきましたけれども、こちらはまさに住民の参加を得て一緒にやらないとなかなかできないという部分だと思うのですけれども、この部分はただ川の場合は危険性というものもかなり伴いまして、ここに書いてありましたRACの指導者養成といったようなものをかなり本格的に取り組まないともまずいのではないだろうかと思えます。今急速に、先ほどの説明にありましたようにカヌーとかラフティングなどが盛んになっておりまして、非常に多くの人を楽しみたいとなっているのですけれども、それに伴う施設、今、住民参加なり民間でやっている施設が完全に把握し切れているかどうか、この辺が非常に難しいと思うのですね。3～4人が集まってラフティング株式会社というものをつくって、どんどんお客さんを呼んで流す、一応の許可制とかあるのですけれども、その辺のところをかなり真剣に考えていかないといけないのではないだろうかと思っております。

その中で、今、公物というお話もありましたけれども、どこまで、例えば指導者養成とか、そういうような部分のところには河川局として関与できるのか、私もまだはっきりわかりませんが、できることなら環境という分野の中で、物をつくったり、建てたりする分野ではないのですけれども、そういう分野にも切り込んでいってほしいなと思っているわけです。

ただ、その分野が河川局の本来のところにとどこまでそぐうのかという議論もあろうかと思えます。それから、もしかしたら場所は川だけれども、やるところは違うのではないかと

という意見もあるかもしれませんが。いずれにしろ、そのような流れになっている中で、やはり川を預かる方としては真剣に対処しなければいけないのではないかと思います。

それと関連するのですが、市民参加やNPOなどが河川局や地方自治体と一緒にいろいろな事業を展開していくというときに、私が見ている限りでは、まだまだ役所の方も、それから市民団体の方もお互いの付き合いに非常になれていないということがありまして、どうも真ん中辺のところ、それは役所の方の人がなってもいいのですけれども、NPOの方の人がなってもいいのですけれども、NPOや役所の真ん中辺でコーディネートすると言いますか、その部分が今見ていて非常に欠けているような気がするのですけれども、そんな点もどちらサイドから出てもいいと思うのですけれども、このRACなどというネットワーク型のNPO団体などもそういう部分には適しているかもしれませんが、まだまだ行政の方の担当の方々も頭の中がなかなか旧来の考え方の方が多くて、NPO、NGOと一緒に何かしようとしたときにはだめです、ノーというような声が非常に多いわけですし、またNPOの方も会計処理から始まって社会一般の通念ができていないところもかなりあるので、なかなか難しいところもある。しかし、事態は今どんどん進んでいるという現象がありますので、その辺はどこの役所でどうするか検討しなければいけないと思うのですけれども、早急に手をつける必要がある。

そして、それに関連することで、今、「環境」というお話もありましたけれども、環境という分野はどうしても省庁連携というような形で、一省の、例えば河川局というようなところで語られ切れない問題がいっぱい出てきてしまうわけですね。ですから、このような指導者というような問題にしても、川だけではなくて、その返す刀で河川敷で畑もつくりたい、こっちでやりたい、学校とも連携したいとなってきますと、河川局と林野庁なり農水省なり、文部科学省なり環境省なりと一緒にやらなければいけない作業というのはかなりある。それをどうやってうまくやっていくか、その辺のところを省庁連携型のプロジェクトというのはかなりふえてくると思いますので、その辺のところも視野に入れておいていただきたいと思います。

少し散漫になりましたけれども、以上でございます。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 今、委員が川の安全のことをおっしゃいましたけれども、36ページですか、「川で楽しく安全に遊ぶためのツアーガイドなどの指導者の育成」というのが下にも書いてありますけれども、その前に、私はやはり川を管理している防災機関同士の連携というのは非常に重要だと思うのです。というのは、やはり今、川はいろいろな形で多くの市民が利用して、先ほど言われたようないろいろな利用の仕方があるのですが、実は利用している人たちが川の楽しさはわかっている、川の怖さを知らないという例が非常に多いのです。そのために、最近でもよくありますけれども、川が増水して中州に取り残されたのがヘリコプターで助け出されたとかというような例がありますし、それから皆さん御記憶でしょうけれども、4年前だったと思いますが、丹沢の玄倉川で中州でキャンプをしていた人たちが大勢流されて亡くなりました。あのときは熱帯低気圧が来ていたわけでありまして、かなり上流部で大雨が降る、しかもその上流にダムがあって、そのダムが放流をしたわけなのですけれども、そういう情報が流れたときに、あの中州で流された人たち以外の河原でキャンプしていた人たちは、ほとんどその危険を察知して避難をしているので

すね。

そのときに、中州でキャンプをしていた人たちに対して、じゃあどういう情報が流されたのかということが問題なので、実はあの災害がというか、事故と言った方がいいかもしれませんが、起きる前に警察官がちゃんと見回りに行っているのです。それで、中州にいるキャンプの人たちに声は掛けているのですけれども、そのときはまだ朝の7時ごろだったのですけれども、膝ぐらいまでしか水がなかったのです。ところが、その後でダムが放流が始まって一気に増水をしていった。それで流されてしまったのですけれども、ダムの最大放流にするという、言ってみればその情報が地元の警察とか消防にほとんど流れていなかったということが後から我々が調べてわかりまして、もしもダムの最大放流にするというのを、実はこれを決めたのは警察官が見回りに行く1時間ぐらい前に決めているのですけれども、もしその見回りに行った警察の人がそのことを知っていたらば、恐らく首に縄をつけてでも中州にいた人たちを引っ張り出したと思うのです。ということは、そういう川を管理する防災機関同士の連携というものがほとんどうまくいっていません。それが多くの命を失わせてしまった。もちろん、あれは自己責任の部分が私は90%あると思いますけれども、残りの何%かは、そのあたりの情報の連携の問題というのがあると思うのです。

ですから、川というのは、やはり考えてみれば、川のそういう中州であるとか河原というのは本来川の領分、川の自然の領分になるのだという意識を利用する人たちにきちんと植え付けておくということも大切だと思いますが、今、お話をしたような防災機関同士の連携というものを、むしろこれは河川局が主導するぐらいの形でもって進めていく必要が私はあるのではないのかなと、あのときのことをふと今思い出したものですから、整理を十分にしていなかったのですが、ちょっとお話し申しあげました。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 さんのお話になったこと、ちょっと私の意見も言いたいのですけれども、河川局が環境を扱うときに、河川法が変わって、治水、利水、環境が入った、その環境の扱い方を治水、利水と分けて、特に治水と分けて新たな環境の分野ができたというふうにして扱うのは近代の法律として難しいのではないかというお話で、私は割とさんと意見が近いのですね。難しいと思います。では、やらない方がいいのか、ではなくて、さんは、治水が主なのだから、環境を扱うのは難しいという御意見のようにちょっと聞こえたのですけれども、私は治水を主としているから環境が扱いやすいというのが従来からの持論で、河川局は多分トータルに自然環境を扱うのに一番いい位置に行政の中にいると私は確信しています。

なぜかという、環境問題をトータルに扱おうとすると、特定の魚、特定の鳥、特定の植物というふうに行くのはもう限界だということが生態学者の中でもよくわかっていまして、ランドスケープとかハビタットでやるしかない。トータルな地べたなのでこぼこに対応した生物の群集の動きをどうするかというようなことをやるわけですね。そのときに、トータルな地べたの構造において計画をするということが任務というか、それをやらないと仕事ができない部局というのは洪水を相手にする河川局しかないと、私はいろいろ考えてもそれしかないと思うわけで、治水をまじめにやろうと思えば総合治水になる、流域の計画なる、その流域の計画の中で自然を生かした治水をやる、生物多様性を尊重する、生物

多様に配慮した治水をやる、それで実は環境問題に対する非常に深い骨格的な対応ができていくのだと思うのですね。そこに365日の水をどうするかというようなこともすでに環境に入っているわけですから、治水だけではなくて、平常時の水をいい状態にするために流域をどうするか、川という構造、それ自身をどうするかということが二次的にのっかってくると、私はいい形になるに決まっていると思っています。

だから、先ほどの さんの意見を私なりに言い直すと、環境は治水と別だと河川管理者が考えたらそれが最悪、治水を今まで一生懸命やってきたけれども、そうではない、環境もやらなければいけない、ちょっと最近の河川局の動きというのは私もそういうものを感じるのですけれども、それはしない方がいい。だから、生態学者がいかにもじめに説得しても、うちは河川局だから、治水を重視するという姿勢で、私自身も生態学者のようなものであるわけですが、頑張った方がいいと私は思います。その方がいいところへ行く、個々の生物、個々の生態現象に強い関心のある生態学者の言うことをそのまま聞いていってフラフラ出ていってしまいますと、一番大事なところを見失うかなと思っています。実は治水が一番トータルな環境をやるのにいい位置にいる。

手前味噌になりますけれども、総合治水をしっかりとランドスケープ計画にどうやって広げていくか、鶴見川の場合はそれを水マスタープランにするというさらに欲張ったことを考えているわけですが、そこに行かないと、結局川の中にどういう魚が無事に暮らすかということも周りの環境とぴたりくっついてしまうわけですからいけないというところがある。だから、本道をしっかりと行って、そしてそこにしっかりと環境を組み込んでいけばしっかりした仕事が河川局から始まると、私はそう思っています。

先ほど さんのペーパーの中に、目標値というのがあったのですけれども、目標値という、あるいは目標指標という形でやはり近代的な科学的な精神というのはまとめたくなってしまうのですけれども、そういった瞬間におしまいだと私は思っていて、実は地域に根差したランドスケープベースの生物多様性の保全というのは、その地域の歴史とか生き物とか生物多様性を熟知するということをやりにできない。もしできるとすれば大ざっぱな指針ができるだけであって、これは日本の生態学者が大ざっぱな指針をつくるというところで自己抑制ができるかどうか。私は見せていただきたいと思っておりますけれども、そこができずにどんどん細かいところに入っていくというのが今までの日本の、ここにお名前がざっと並んでいる方々のやり方かなと私は率直に思っていて、別の路線を私はずっとやっているわけですが、そのあたりの仕切り、多分、 さんに期待されるところは非常に大きいのだと思います。

先ほどクマタカとかイヌワシの話が出たのですけれども、例えばクマタカが暮らせる、イヌワシが暮らせる環境をどう守るか、その種特異でやっていってしまうと総合的な環境をかなりぶち壊したったクマタカは暮らせるのですね。オオタカがいい例で、オオタカを守るためにどれだけの広がりをと盛んに環境庁はやって、それに生態学者も随分くっついて騒いだわけですが、道路の脇50mに巣をつくってしまったりするわけです。そういうのはないことにして、ところが、開発事業者はそういうことをよく知っているから、オオタカなんて大事にしない方がいいのではないかと、もう裏世界ではどんどんそういうことが走ってしまう。建前で生態学者がどれだけなければいけないと言って、それもやめなければいけない。

実は、オオタカだけ暮らさせようと思えば、鳩がいっぱいいる広場があって、ちょっとお山があって、針葉樹がしっかり生えているところがあればオオタカは巣をつくってしまうのです。そうではない、もともとオオタカを暮らさせるという言い方で、もっと総合的な自然を豊かに守りましょうといういわゆるエコロジカルな文化戦略をやっているわけで、それは生態学者が専門的にそこを分析するとオオタカが暮らせれば、一緒に何百種類の生き物が暮らせるなどということが自然科学的に出てくるわけではないわけですね。そこらが多分私は日本の生態学者の大きな試練でもあるし、大変おもしろいところだと思います。私はもう地域ベースにやるというのに徹してしまっていますので、ぜひどこで節度を切って、生態学者として学として責任が持てるのはどこまでかというあたりを学者たちがつくらなければいけない、そういう局面だと思うのです。

私も一応学問はやっているわけですが、地域からやるという方式に転じてしまったので、ちょっと違う、すみません。

【委員】 今までもいろいろ御意見が出ているので、多少先ほどの さんの話からの派生の問題、私が考えていることを言いますと、治水、利水と環境とよく分けますけれども、私も実は当初は治水と利水が水の行政のコアであって、環境は周辺であるというような理解をしようとしたことがあったのですが、今は考え方を変えていまして、というのは、治水、利水、環境、それぞれ価値観というか、要求とか利害が違うのは事実なわけですね。それは価値が違うということだけでいいのであって、上下関係とか、どっちが重要かということはやらない、少なくとも法律的にも決めなくていいのではないかという、その要求の違いをいかにバランスさせるかというか、調和させるかというのが恐らく水行政のこれから一番大切なことで、そういう意味で言うと、さっきの議論を聞いていても、管理という言葉の使い方が日本が非常に、1つしかないから、恐らく普通、昔から言ってきた「河川管理」というのはriver administrationなのですね。行政管理の「管理」だと思うのです。ところが、これだけ多様化してきて、環境問題というのはまた価値観の異なるものが出てきたときの、ここでさっき さんの2ページ目にあるように、まさにマネジメント、むしろ経営というようなセンスの行政になってきているのだと思うのです。

その辺は法律的にどう用語を使い分けているか後でお聞きしたいと思いますけれども、これは私が勉強した本の受け売りなのですが、アメリカで水の行政に携わってから大学の先生になった日本から行った 先生という方がおられて、あの 先生の紹介で、やはり同じような立場のコロラド大学の さんという方が書いた、実例をもとにしていかに、アメリカの実例ですね。いろいろな水の行政の困った点とか苦労した点、それから原理原則を引き出すというような本を紹介されて訳したのですが、その中でいろいろな印象的なことがあったのですが、まさに彼等は「water manager」と言っているのです。水の、それで訳し方がなかったから、もう「水マネージャー」、「水資源マネージャー」と訳すことにしました。その最も重要な資質はcollaborative leader、「collaborative leader」というのはまさに共に働く方の協働ですが、協同的な精神を持ったリーダーである。決して突出したリーダーではない。それはさっき言ったようないろいろな価値観があるから、その価値観を大体わかって、いかにバランスのとれた、バランスをとるところでリーダーシップをとるのだと思うのですけれども、恐らく今の河川行政はかなりそういうところに入って、皆さんも意識されてそう動いておられると思うのですが、そういう役割ではない

か。ちょっと さんの話とは違いますけれども、ともかく「管理」と言うけれども、いろいろな、administrationとかcontrolとかmanagementとかという管理には行動があって、日本語の中では分けていないので、河川管理者というイメージが河川マネージャーとか水マネージャーというふうになってきているのではないかというのが1点です。

それから、先ほどの 先生のおっしゃる、私はやはり環境もそういう意味で目標を持つべきだというのは本当に同感です。それで、一番わかりやすいのは泳げるとか釣れるとか、アメリカでも言っているし、最近では日本でも「泳げる」という指標がよく言われているわけで、それは非常にわかりやすい。ですから、先ほど さんも言われましたけれども、生態系の方でもし 先生に、先ほどイヌワシを指標にすることがいいかどうかを検討するということが必要だと、恐らくそれはどういうことなのかというのがよく、どういうことかというか、つまり思想的な話なのか、科学的な話なのか、どうなのでしょうね。それを議論するというのはどういうプロセスをとればいいのかというのを後でちょっとお伺いしたいと思っています。

それから、これも出ましたが、まさに環境問題も治水問題もそうなのですが、環境問題などはもっと流域ゲインで起こっているわけで、だからこそ市民参加も必要だし、地域参加も必要だし、なおかつ省庁連携が必要で、実はこれは結構、だから省庁連携が必要だというのはどこでもいろいろなことが言われるのですが、もうこれは一番本当に難しい、難しいというか、ただ連携しましょうというところだけだと実は最近、そんな話を昔の偉いお役人としていたら、昔は「連携・協力」というのは何もやらないことだ、無責任なことだというような、実はそういうことなので、ちゃんとした仕掛けが必要なわけですね。この問題はどこがコアになってリードして、先ほどのcollaborative leaderみたいなものを認める場があって、それを引っ張っていく場がある。最終的には前回、 委員が言われたと思うのですが、予算配分で一番また問題が起こるといようなこともあるので、そういうことをちゃんと踏まえた上で本当に連携するような仕組みをつくっていく。

そういう動きは、動きというか、問題意識は皆さん持っておられるわけですね。実は、下水道の方も流域管理小委員会というものをやって、まさに流総計画を持っていますから、流域別の下水道整備総合計画で、「流域」という名を持った計画を持っているのは恐らく下水道だけかもわかりませんが、水質を向上させるのはとても下水道だけではできないのだという前提から始まって、下水道側からいろいろな水質関連の部門とか部局に声をかけようという議論をしているわけです。

それには当然パートナーとしては河川が非常に重要なことになって、恐らくこれから調整が始まると思うのですが、具体的には関連省庁というのはわかっているわけで、環境省が環境基準をつくる。実際に河川でも先ほどありましたように礫間浄化のような独自でやれることはやっている。だけど、やはり流域の中での水質、特に水質などが先ほどの水生生態系などでは一番効いているわけで、それを改善する、流域全体での行動をする、まず行政機関の仕組みづくりというのはもう始まろうとしているのですが、これをやはりちゃんと形あるものにするというのが、恐らく「省庁連携」と抽象的に言う中の具体化の方向だと思いますので、ぜひそういうのに、水質だと河川は今のところ「従」になるかわからない。「従」というのはサポーターになるかわかりませんが、積極的にサポートするということが重要であろうと思います。

いろいろなことを言いましたけれども、感想です。

【分科会長】 ほかにいかがですか。

どうぞ。

【委員】 いろいろお答えしたいと思いますけれども、多分 先生がおっしゃったこととか、あるいは 先生がおっしゃったこととか私が言っていることというのは、そんなに違う話ではないのだろうというふうには思っているのです。わかりやすいところから行きますと、まず「管理」という言葉については、これはいろいろですけれども、1つの整理としては広義の「管理」と狭義の「管理」があるということで、コアの部分の管理というのは普通は事実行為みたいな、非権力的なもので、「管理人」という言葉がありますけれども、お掃除をするとか、ごみを拾うとか、そういうたわいのないような管理、それで総合的に全体をきれいにするみたいな話で、屋根を修理するとか、そのようなイメージだろうと思いますね。それとは別に権力の行使というのがありまして、「河川管理者」と言った場合の「管理」というのは広義の管理であって、公権力の行使も含むし、お掃除もしますというような、そういう使い分けはしているのではないかというふうに思います。

それから、河川管理における環境と生のままの環境という話で言いますと、総合行政という言葉もそうなのですけれども、いろいろなことをいろいろな観点で、同価値であるという前提でうまく調整していきましょうというふうに言ったとしますと、それは現在においても基本的にゴタゴタになるという話でありまして、だれが責任者かわからないし、何がやりたいのかもわからないという、そういう話になるのですね。結局、ちゃんと突き詰めていきますと、それらの中には当然矛盾が出てくるわけですし、矛盾したときにどちらを優先するかというのは整理しないではいられないというのが法律学者でありまして、そうすると、では、環境と治水が対立したらどちらが大事なという話になれば、それは治水でしょうということになるのではないかと考えています。

ただ、もちろんそういう発想、環境なら環境に独自の価値があるということは当たり前のことで、ただどういう制度設計をしていくかということを考えてときに、例えば法律の世界で言うと環境基本法的なアプローチ、環境を前面に出して環境を守るということで行きますと、環境基本法も余り内容はないのですけれども、あれを見たらわかりますように、大事なことは何も決まっていなわけですね。

それで、実は私も大学で「環境」という名前の授業をやっているのですが、お客さんは来ますけれども、別に内容は大したことはやっていないわけですし、大事なことむしろ行政法の公物法というところでやるのですけれども、将来的にどういう制度設計をしていくかということ考えたときには、そういうごたごたのものをごたごたのままとやるという、そういう「環境法」と称するような領域の中でやるのではなくて、もっと生産的に、かつ堅実に、現実的にやるとしますと、まず治水を基本とした河川法というきっちりとした非常に蓄積もある、伝統もある、概念的にも練れたそういう制度があって、それを一步拡大する、質的にも量的にも拡大するというのが恐らく流域管理という話で、総合治水などはその前駆的な形なのだろうというふうに思っているのですけれども、そうすると 先生が言われたこととつながるかもしれませんが、河川管理というものを一步少し堅実に進めていくと、環境というものを含みつつ、流域管理というものに発展していくということになるのではないだろうかと考えています。

あと一つ、今まで出ていない視点で申し上げたいのは、私の現在、非常に関心があるのは、行政の専門的な決定というのがあるのですけれども、行政の専門的決定というものを民主主義社会においてどうやって守るのかというのはちょっと言い方が悪いのですが、そういうふうにして正当化するのかというのが一番大きな課題だと思うのです。河川の話というのも、そういう意味では最近では河川管理施設を設置するとかということと住民投票があって、それとどう折り合いをつけるのかというのは結構深刻な問題としてあると思うのですけれども、これも詰めていきますと専門家と国民が対立したら、それは国民が勝つわけですし、それが民主主義国家というものですから、しかしながらそれはある種の多重構造の中で、民主国家なのだけれども、専門的決定をきちんと守っていかないと、結局のところ、民主主義が目指していたものというのも国民全体の幸福というものを追求しようと思っただけでつくったシステムですから、もし専門性を無視したら、それは国民全体が不幸になるという話になるわけですので、そこをどうやってオーソライズするのかなということに非常に関心があります。

そうすると、私から見ますと、別に権力者に迎合するつもりは全くないのですけれども、たたけばいいというものでもなくて、きちんと専門家集団というものはどうしても必要だし、そういうものをきちんと守っていく仕組みを考えるということにはしなければいけないしというふうに思っているところで、そうすると、環境の話というのは入りやすいがゆえに、それから多分、河川の話というのはローテクの話なのですね、ハイテクというより。だから、割とみんなに親しみやすいというところがあって、いろいろ言いたい、言えてしまうというところがあって、そうすると、じゃあ住民がみんな出てくる、それでいいのかという話になるのだらうと思っていて、多分、河川の話がそういう話題に出てくるのは、そういうテーマとしての特質というのが恐らくあるのだらう。だから、それをちょっと素材にしつつ考えたいなと思っていて、最近では私、この間、思いついたのですけれども、これはやはり行政裁判所をつくるしかないと思っているのですが、戦前のですけれども、というようなことを最近ちょっと口走るようになっておりまして、その点について改めてまた考えていきたいと思っておりますけれども、以上でございます。

【委員】 ちょっといいですか。

【分科会長】 先生のお話の前に、関連していると思うので、私、委員にお尋ねしようと思ったのですが、環境の目標を具体的に設定する場合、生態系が変わるような目標を設定するのは絶対にまずいことなのではないでしょうか。ある種の植物なり動物はいなくなっても構わないというような目標を設定するというのはまずいのでしょうか。例えば、私などはあれが正しいのかなと思って昔から疑問を持っているけれども、結論が出ないのですけれども、多摩川にサケを戻す会とかというのがありますね。恐らく有史以前はどうか知りませんが、歴史の記録のある限りでは、多摩川にサケは棲んだことはない。それでも今でもやっているのでしょうかね、あの放流を。サケの子供の放流をして、それで大体帰ってこない。一体環境保全というのは、何か保全なり復元というのは具体的なものとしては種をなくするような、そこの地域に棲むものをなくするようなことはいけないのでしょうか。

もしそうだとすれば、代替をやりますね。トキなどがいなくなってしまう、絶滅する、それで中国からつがいで借りてきてトキを新潟ですまわせようとしているという、これは

代替なのでしょうけれども、こういうことはどうなのでしょう、一般的に言って本当にそこまでやらなければいけないのだろうか。

さっき鳥の話も出ましたけれども、カラスが随分都内で、都心部でふえて、この間、NHKのテレビで見えていたら、あれは森に本来棲んでいる種族なのだそうですね。これが適応力が旺盛でなかなか頭がいいものだから、都心に出てきて棲みついてしまって結構ふえているという、こういうものはけしからぬものなのか、それともいいことなのだから、カラスも保護しなければいけないのか、その辺が私はわからないのですけれども、これはカラスのことはどうでもいいのですけれども、川の自然の場合、どういうふう考えられるのでしょうか。もし、それも含めてお話しいただければありがたいのですが。

【委員】 大変難しい問題で私もお答えをうまくできないのですが、少なくとも、多摩川の場合に、そこへサケを呼び戻すという必要は私はないと思っています。それから、カラスもそんなものは駆除してしまえばいいと思っています。それから、トキだって、何と云うかな、トキの問題というのは、あれは、トキの種類というのは中国でも危なくなっているんで、そういう危ないものを分け持ってこっちでふやすという意味はあるのですが、それよりも佐渡にいた郷愁というもののほうが強いのではないかと考えていますけれども。

生態系の中で何がなくなってもいいかというのは、これはものすごく難しい問題で、物にもよりますね。非常にトップの方のものがいなくなるのか、非常に下のものがちょっといなくなるのか、またはそのいなくなるのがどこにもいないような貴重なものなのか、それともしばらくたてばまた戻ってくるものなのか、いろいろなケースがありますので、それは一概には言えないと私は思います。

さんのお話には少し言いたいことがあるのですが、さんの言うことを聞いてみると、さんはそんなことを言っているのではないことはわかっているのだけれども、1本、1本の川を知っている生態学者によく聞け、それが一番いいのだということになりかねないような言い方なのですが、そういうことをやっているからあれなのではないですかね、何川だったですか、先生がやっていらっしゃる川。

【委員】 鶴見川。

【委員】 鶴見川、だから鶴見川はよくなるけれども、ほかの川はよくなならないというようなことが起こってしまうので、全国にたくさんある川で、それほど優秀な生態学者が沿岸に住んでいるような川というのはそんなにないですよ。そうすると、結局はだれも指導する者がいなくて、多自然型とか何とかと言って建設省がやむを得ずやっていってしまうということが起こる、これが1つですね。

それと、何点幾つとかというそういう数値をつくる方がいいとは私は思っていないんですが、実を言うとそのたびに生態学者が引っ張り出されるのが鬱陶しいんですね。早くちゃんと行政の人が、「も」ですね。できるようなシステムをつくりたいという願いもあるのですけれども、その辺、さん、どうお考えですか。

【委員】 本当はさんと10時間ぐらい話さなければいけないと思っているのですけれども、鶴見川は実は先生、越してきた川ですから、覚えておいてください。今、先生は鶴見川の流域の1人になっていますので。

まず第1の点ですけれども、乱暴に言えば、まさかさんがそういうことを言っているのではないだろうということを言っています、私は。つまり、結局のところ、1つ1つの川

に通じる流域という広がりで考えると並みではないのですね。私は昔は、若いころは一応魚類学者のようなものでありましたので、このハゼを調べたいと思うと沖縄にも行きましたし、行ったのですけれども、今、育ってきた鶴見川の流域、ああ、あの沖縄へ行ったり琵琶湖へ行ったりしたのをやめておけばよかった。そうしたら、あと20年ここで使えたと。もうあと2回ぐらい人生がないと鶴見川は全部味わえないという感じが非常に強くて、失敗したと思っています、ある意味では。ずっと鶴見川をやっていたらよかったと。

逆に言うと、そういう川とか流域に徹底的に愛着して細かい情報を集積するようなステップを抜きに、「抜きに」、先に行けるといって近代主義的な錯覚がこれまで余りに大きかったので、私は憎まれ役をやるのが私の仕事だと思って鶴見川の外へ行かないとか、ときどき行きますけれども、ほとんど行かないのですね。これはさっきこのお名前というのを見せていただくと、ほとんど全国の川、どこでもやりますというような雰囲気の人たちがやはりとても多くて、そういう方が鶴見川にいらっしゃることもあるのですけれども、鶴見川にいらしゃると、せっかく私と一緒に鶴見川でこれからここを調べようと思っていた人が浮き足だって、全国交流しないといけないと思って、私と一緒に魚取りをやっていた人がよそへ行ってしまったりするのです。本当にそうなのです。

これは本当に現場にいるとよくわかるので、実は全国の生態学者を、理学博士をとるような人をかき集めて、3万本の法定河川に配れるわけではないではないですか。町の自然好きなおじさんやおばさんや、ごく生態学についてはイロハのことしか知らないけれども、センスはあって、地域の自然がわかるというような人たちを育てないといけません。そういう人たちにどんどん権限を与えていかなければいけない。そのときに、最近の何とか理論と合っていないとか、非常に細かい何とか虫を守るためにはこうこうこうというような論文を見せられてしまうと、みんな自信がなくなってしまう。私と一緒に投網を投げて魚をとって、これでもうホトケドジョウは守れるというような大ざっぱさで育ててくる人がみんなもっともっと必要。それで、日本の生態学者はそういう意味ではアカデミックであり過ぎる。

私はそういうことを言うので、あえて憎まれ口をやっているのですが、　　さんは、まさかそういうことを言っていないだろうと言われるのですが、全国に　　はそういうことを言っていたと言い回してもらった方が私はいいいのですね。

それから2つ目は何でしたっけ、ごめんなさい。もう一つ　　さん、言ったではないですか。

【委員】　鬱陶しいのですよ、そういう……。

【委員】　私、鬱陶しい生態学者はやめた方がいいと。だから、つまりこういう人の命を預かるのと、川とか環境を預かることは一緒ですから、鬱陶しい人はやめた方がいい、私はそこはもう躊躇なく言います。こういうことをやるのが鬱陶しい生態学者は数学をやっていたらいい。数学は私、昔やっていたけれども、非常におもしろい、出てこなくていいのですね。鬱陶しくない人、いますよ。鬱陶しいと言っている人ほど頭はよくないけれども、鬱陶しくない人はいっぱいいる。そういう人たちに助手とか助教授とか、席をどんどんやってほしい、私、幾らでも乱暴なことを言ってしまうので余り言わないことにしますが、鬱陶しい人はやめた方がいいです。これは愛がなければできない仕事ですから。

【委員】 話をちょっと変えてあれしますけれども、環境論議は今、松原会長もお話になりましたけれども、もはや生態学だけの話ではなくて、人の生き方だとか、倫理とか、そういうものまで全部入っている話なので、またそれこそさんではないですけれども、今のクマタカの話も何の話も、サケの話も、もっと大きいところで議論しないとなかなか難しいのではないかと思います。例えば、哲学者とかそういう人も入っていたりして議論した方が私は広がりとしては大きいというか、環境問題というのはそこまで来てしまっていて、汚れたものをきれいにしようという話ではなくなっておりまして、二酸化炭素の問題もそうですね、人間の生き方の問題になっているわけですから。

そうすると、今、先生がおっしゃったような川全体の基礎体力をつけるとかいろいろ出てきても、では、日本人なり我々がどのようにしたいのかということが、まず前提がありますね。本当にきれいな川だけをしたいのだったら、東京を引き払ってみんないろいろなところへ行けばそれでいいわけですからね。その決定は国民のそのときの、時代のニーズなどがあって決めていくことだと思うので、なかなかその環境論議は川のみだけではできない部分があるのではないかなと思うのが1点です。

それはコメントなのですが、それ以外に連携の仕組み、先生が先ほどおっしゃっていた中で、私自身が今かかわっていることで2つありますので簡単に、今、連携の実例がどんどんどんどん先行して進んでいるということもちょっと紹介したいのですけれども、1つは千葉県の三番瀬なのですけれども、三番瀬を、あそこを残しておいて、今は汚れ切っていますから、それをどうにかしようということがありまして、知事のもとで市民参加の専門家の方もいろいろ参加して物が運んでおります。それと千葉県と関係3市、それから環境省と国土交通省は河川局と港湾局が入って、いろいろ合同で作業をしていかなければいけないということで、現時点では私が円卓会議の方を任されているのですけれども、市民とか漁民とかいろいろな、それから生物の専門の先生がたくさんいらっしゃる中で、そういうところの基礎的なスタンスの統一で半年ぐらい今かかっておりますけれども、それができて、みんなの意見がこういう方向で、あの三番瀬をこうやっていじりたいというふうなことがまとまり始めた時点で、今度は行政といろいろ一緒になって、せっぱ詰まって、来年度予算も来ることで、やっていこうと、そんなような状況がありまして、市民団体や漁業組合、それから一般市民、それと県の関係3市と県と国の省庁との、これも探り合いをしながら、どこがどうやってやっていくのか、これは先生のお話で言うように法的にきちっと整理しなければいけないのではないかと思いますけれども、現実にはみんなで手探りでやっていることがあるのですね。

そういう三番瀬というのが1つ動いているということです。そして、これは数年前まではちょっと考えられないぐらいですけれども、各省庁、国の省庁や県や市町村がやりたいと言って一緒にやるのですね。今までは、例えば自治体の方でこれをやってください、お願いしますというようなスタンスが多かったのですけれども、今回に関してはかなり違うというのが今、オンゴーイングで起こっている。

もう一つは、36ページにありますRACというところの指導員養成ということで、この右の下の方に自然体験活動推進協議会というような川を含んだ、このRACの川の団体のもう一回り大きな団体というものがありまして、そこでも市民連携でやっているのですが、これは自然の中で遊ぶための指導者養成ということをやっているのですけれども、こ

れはもう文部科学省、環境省、河川局、港湾局、農水省、林野庁、これが全部関係しているところで、国民の方から見ますと川だけ遊びたいわけではなくて、川でも遊びたいし、山でも遊びたいし、海でも遊びたい、国民の方の使い勝手のよい指導員制度というものを考えると、各省庁が独立に指導員制度をつくってもらったのでは使いにくくてしょうがない。逆に互換性のあるものにしていこう、立ち上げの当初からそういう形で、この指導員に関しては今の関係6省庁、最初から組んでやっております。今度は現実に環境基本計画の中のちょっと調整の方の予算が出て、6省庁が指導員のための基礎的カリキュラム設置というものを合同でやることになって、予算もおいております。

そういう作業がすでに現場ではいろいろ行われておりまして、川を語る时候にも、河川局は川を主体に考えることはもちろんですけれども、実際にそういうプロジェクトをやる时候にはどうしてもそういう形が、他省庁との連携があるということだと思っております。それで、今、私が関係しているものだけでもその2つがあって、現実にどんどん進んでいる。もちろん幹事者と言いますか、それはいないとできないということだと思っておりますけれども、そういうようにこれからもどんどんふえてくるのではないかと、河川を巡るそういう行政の話というものも出てくるのではないかなと思っております。

【分科会長】 ありがとうございます。

【委員】 ちょっとまた違った角度からなのですが、実は、おととい釧路湿原の上をへりで飛んできたのです。何をしに行ったかという釧路湿原を見に行ったのではなくて、雌阿寒岳の火山の調査に行ったので、ついでに湿原の上を飛んできたのですけれども、この8ページにも釧路湿原のことが書いてございますけれども、釧路湿原というのは28番目の国立公園に指定をされた。1987年だったかと思っておりますけれども、このときにやはりこれが国立公園としては多分最後の国立公園だろうというふうにも言われたぐらいなのですが、実はその国立公園に指定されたことによって周辺部の開発が大変進んでしまった。特に、観光開発が進んできました。それから、周辺から流入してくる河川の問題、この8ページには湿原保全対策で土砂流入防止というようなことが書いてございますけれども、これが私、考えてみると、こういう状況がどんどん進んで、しかも周りから乾燥化が進んで、ヤチハンノキあたりがどんどん進出をしてくている。これはやはり当時、国立公園に指定をしたときに、環境をトータルなものとして見るという視点にどうも欠けていたのではないのか。今、非常に憂うべき状態になっています。おととも飛んだときに上から見ましたけれども、やはり小さい河川がたくさん流入していて、結構それが汚れているのです。ですから、何を言いたいかという、やはり周辺から流入する河川の水質改善というものを考えて、これからきちんとやっていかなければいけないのではないかなと思っております。

それで、どうも日本の環境問題の、私はこんなことを言うのは口幅ったいのですけれども、過去のいろいろな経緯を見てみますと、今、お話をしたようなその地域なり、河川なり、これは湖沼でも干潟でも何でもいいのですけれども、トータルなものとして見る見方に欠けているところが随分あったと思っております。というのは、1980年ごろだったと思っておりますが、湖沼の環境問題というのが大変大きく取り上げられたときに、「湖沼水質保全法」という法律ができました。これは当時の環境庁ですね。このときに我々が言ったのは、なぜ「湖沼環境保全法」ではないのか。なぜ「水質保全法」で水質だけにこだわるのかという

ことを盛んに言った記憶があります。

というのは、例えばこれは日本で当時、汚れた、今でも汚れていますけれども、琵琶湖の南湖であるとか諏訪湖であるとか霞ヶ浦がよく問題になっていたときなのですけれども、やはり大きな問題、例えば琵琶湖を取り上げた場合に、1980年代の初めごろというのはどんどんどんどん開発が進んでいったころ、その開発というものがネックになってしまって、結局「環境保全」ではなくて「水質保全」というような名称の法律になってしまったのではないのかな。そんなふうに我々は勘ぐった記憶があります。このときにも盛んにそのことを言ったわけで、琵琶湖に流入する河川の問題であるとか、周辺の土地開発の問題ですね。これをやはり全体として見なければいけないのだというふうに申し上げた記憶があるのですけれども、それが私は1つ非常に大事な視点なのではないか、河川についても重要な視点であろうと思っています。

それから、これはついでに申し上げますが、さっきトキのお話を部会長はなさいましたけれども、トキというのは私はやはり象徴的な事例だと思うのです。トキというのは、昔は、こういうことを さんの前で申し上げるのは、これも口幅ったいのですけれども、日本中の空を美しい羽を輝かせて飛んでいたと言われておりますし、日本書紀には「桃花鳥」と書いてあるのです。桃の花の鳥、そして「ツキ」と呼んでいたようなのです。だから、江戸時代ぐらいまではもう日本中で見られたごく当たり前の、しかも大変美しい鳥だった。ところが、明治になって西洋から狩猟術が入ってきてしまってどんどん白い大型の鳥が撃ち落とされていった。コウノトリなども絶滅してしまうわけですが、そういう時代があって、それから今度は森林の開発が進んで、トキが巣をつくるべき森林がなくなって、つまり繁殖する場所がなくなったということがもう一つあります。それから最後に、戦後になって農薬を使い出して、田圃で農薬を使い出したので、それによってトキが食べる餌が汚染をされて、そして最終的には今の日本のトキのような絶滅という状況になってきてしまって、もちろん中国に助けを借りているということはもう御存じのとおりなのでありますけれども、これをよく考えてみると、トキの学名というのはニッポニアニッポンですね。ニッポニアニッポンという日本の鳥を日本人が滅ぼしてきたという、そういう言ってみれば象徴的なことだったのではないのかなと。

やはりこの環境問題を考えるときに、多くの人に知っておいてほしいと思うのは、こうやってトキでも、あるいはこれは川の中の生物でもそうですけれども、生物が減っていくことは、人間にとっても環境が悪くなっているのだという、こういう基本的なコンセプト、これをやはり河川の環境を考えていく上でも、これからぜひ河川局が主導をしてPRをしていただければと思っている次第です。

【分科会長】 それでは、本日の議論はこの辺で終わりにしたいと思います。

分科会での議論を来年度の河川局の概算要求などに役立てていただくためにも、これまでの議論を中間取りまとめとしてまとめていく必要があると思っております。中間取りまとめには委員の中からどなたか起草委員になっていただいて素案を作成していただく方法がよろしいかと思っておりますが、私の方から指名させていただきたいのですが、よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、僭越でございますが、まず治水などの河川工学にお詳しい 委員、環境や

市民活動にお詳しい 委員、河川行政にお詳しい 委員の3名にお願いしたいのですが、お引き受けいただけますでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 はい。

【委員】 はい。

【分科会長】 それでは、よろしくお願ひいたします。

素案をまとめていただきまして、この議論の中間取りまとめということにいたしたいと思っておりますので、御苦労でございますが、よろしくお願ひします。

本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者指名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

なお、次回の第7回河川分科会については御連絡しているところでございますが、7月11日13時から開催いたしますので、御出席方、よろしくお願ひいたします。

本日の議題は以上でございます、これをもちまして、河川分科会を終了させていただきます。

【事務局】 どうもありがとうございました。

それでは、最後に より一言御挨拶申し上げます。

【事務局】 本日は大変お忙しいところを先生方、ありがとうございました。

大変おもしろい、興味を持って私ども職員一同、先生方のお話を拝聴させていただきました。非常に脳細胞が刺激されまして、これから我々の行政として何をやるか、混沌としているところが非常に面白いと思っております、特にきょうの 先生からの御提案は、これは私ども河川行政、カリフォルニアより小さいこの日本国に、3万から4万の川がありまして、全国の私どもの職員、県も含めて職員が新しい河川環境をどうしたらいいかということ全く戸惑っておる段階でございます、 先生の今回の御提案は非常に大事だと思いますのは、目標値というより、我々行政官が最小限の環境に立ち向かうときの良識みたいなものが確立されていないと思っております。治水と利水は長い歴史の中で私ども先輩から仕込まれてきましたので、ある程度それを身につけているつもりでございますが、環境については全く、私個人ということではなくて、全国の地域の一番先端にいる職員たちが良識があるかということ、まだないと私は思っております。

そういう意味で、きょう 先生のお話は、最小限の良識をつくってよ、つけてよということだと思います。それが最終的には解がないのかもしれませんが、とにかくやるのが大事ではないのということは、河川局長としても全く同意見でございますので、その先がどのようなことになるかわかりませんが、先生方の御指導によって、きょう御提案のあったことは早急に取り組んでいきたいと考えてございます。

今後ともさまざまな問題点を解明しなければいけません、特に、 先生のお話にもありましたけれども、私ども行政官はみんな1人1人学者には絶対になれません。その川に骨を埋めるということは絶対にできませんので、どうやってその2、3年、その川へ行ったときに行政官として最小限しのげるのか、そしてその地域の方々へミスをしないうガイドができるのか、その辺がない、その辺はぜひとも欲しいなという思いでございます。

で、先生方、またよろしく御叱咤、御助言を賜りたいと考えてございます。

本当に今日はありがとうございました。

【事務局】 本日はどうもありがとうございました。

3 . 閉 会